

岩手県告示第518号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、滝沢村砂込鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月23日(水) 午前10時から
- (2) 場所 岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼47番地1 滝沢村公民館2階視聴覚室

2 指定しようとする区域

岩手郡滝沢村砂込地内周辺 15ヘクタール（別紙図面のとおりに）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。